

奈良尾小学校いじめ防止基本方針

平成26年 4月策定

平成29年 4月改訂

平成29年12月改訂

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条により、奈良尾小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止などを目的に策定した。

〔学校教育目標〕
未来へ **はばたく** 奈良尾の子を育成する
～心をみがき 学びあい 体をきたえる子～

■ いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（第2条）

■ 具体的ないじめの態様(例)

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりされる。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

<p>【家庭(育友会)・地域との連携】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 育友会役員○ 学校評議員○ 主任児童委員○ 民生委員・児童委員○ 奈良尾小・中学校支援協議会	<p>【いじめ対策委員会】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 校長、教頭、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭による定期的な情報交換○ 全職員による情報交換	<p>【関係機関との連携】</p> <ul style="list-style-type: none">○ いじめ等対策支援員○ SSW・SC○ 町こども課(町要保護児童対策地域協議会)○ 上五島福祉事務所○ 新上五島警察署
--	--	--

【いじめの防止】

- 児童等は、いじめを行ってはならない。(第4条)
- 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。(第9条)
 - 1 校内指導体制の確立
 - ・特定の教職員が問題を抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長を中心に一致協力した指導体制を確立する。
 - 2 教師の指導力の向上
 - ・「いじめ対策ハンドブック」や「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」等を活用した研修を実施し、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上に努める。
 - 3 人権意識と生命尊重の態度の育成
 - ・人権教育の充実と、お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導等に努める。全ての教育活動を通して、社会性を培う取組や共感的人間関係を育成する指導・支援を継続する。
 - 4 道徳性を養う道徳教育の充実
 - ・「奈良尾っ子の心を見つめる教育週間」や「人権集会」を活用し、いじめ防止や生命尊重等道徳性の育成をねらいとした取組を行う。
 - 5 児童の自己肯定感・自己有用感の育成
 - ・児童と教職員及び児童同士の信頼関係を構築し、自他を認め合い一人一人に居場所のある学校生活の中で、児童の発達の段階に応じて、「夢・憧れ・志」を育む教育等を推進し、自己肯定感・自己有用感を高める。
 - 6 児童の自己指導能力の育成
 - ・道徳科の授業をはじめ道徳教育はもとより、学級活動、児童会活動等において、いじめに関わる問題を取り上げるなど、児童が自主的に取り組む活動を計画的に仕組み、指導・支援する。
 - 7 学校として特に配慮が必要な児童

下記の児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

 - ・発達障害を含む、障害のある児童
 - ・海外から帰国した児童、外国人の児童、国際結婚の保護者をもつ児童などの外国につながる児童
 - ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
 - ・東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童
 - 8 家庭・地域、関係機関との連携強化
 - ・家庭やPTA、地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの対策を推進する。また、保護者向けリーフレット「大切な子どもたちをいじめから守るために」等を活用し、学校・保護者・地域等が一体となった取組を推進する。
 - 9 学校基本方針の周知
 - ・入学時、各年度始めには、児童生徒、保護者、関係機関等へいじめ問題に対する学校の基本方針を必ず説明し、学校や保護者の責任等を明らかにするとともに、保護者や地域の理解を得る。また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにする。
 - 10 学校基本方針による取組の評価
 - ・学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、目標の達成状況を評価する。評価結果を踏まえ、取組の改善を図る。また、「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」等を定期的に活用し、計画的かつ継続的な点検・評価に取り組むとともに、いじめに対する教職員の問題意識を持続させる。

【早期発見】

- 1 日常生活を細やかに観察する。
 - ① 身体・体調チェック（体調不良、頭痛、腹痛、傷、あざ、衣服の汚れ等）
 - ② しぐさ・態度チェック（おどおど、浮かぬ顔、視線を合わさない、集中力がない等）
 - ③ 友だちとの関係チェック（気を遣う、交友関係の変化、あだ名等）
 - ④ 生活面チェック（物を隠される、物の破損や紛失、落書き等）
- 2 定期的な生活アンケート及び個人面談を行う。
 - ① 学期に1回生活アンケートを実施する。（6月、11月、2月）
 - ② 生活アンケート結果をもとに、個人面談を実施する。
- 3 日常的に気になる子どもたちの様子について、職員間での情報交換を行う。
 - ① 子ども支援研修会(毎月1回)や職員連絡会(毎週1回)
- 4 相談機関等を周知する。
 - ① 24時間子どもSOSダイヤル、メール相談窓口、親子ホットライン等

【いじめに対する措置】

- 1 いじめの兆しを感じたら！
 - ① 事の大小を問わず、関係教諭や生活指導主任に報告する。
 - ② いじめと思われる場合は、校長・教頭に連絡し、いじめ対策委員会では対応・協議する。
- 2 事実を確認する
 - ① 公正で正確な事実確認を行う。
 - ② 聴取は、原則として被害者→周囲の者→加害者の順に行う。
 - ③ 加害者と被害者を同じ部屋で聴取しない。
 - ④ 被害者には、原則としてできるだけ担任が接し、被害者を守る立場に立つ。
 - ⑤ 情報提供者が特定できないように配慮する。
- 3 いじめを判断する
 - ① 加害者側（保護者を含めて）や被害者側が認めない場合は、事情聴取による客観的状況を参考にし、最終的には学校が判断する。
- 4 対応する
 - ① いじめ対策委員会を中心に、管理職担任、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭が連携して、組織的対応をとる。
 - (1) 緊急な場合
 - ア 被害者を守る対応策を立てる。
 - イ いじめをめぐる集団構造の正確な把握に努め、個々に適切な対応策を講じる。
 - ウ 保護者との連携を図る。
 - エ 全校集会で緊急に訴えるかどうかを検討する。
 - (2) 長期的予防
 - ア 再発予防の観点から対応する。→【いじめの防止10項目】
 - イ 事後の対応として、長期的継続指導を図る。→ 情報交換、情報引き継ぎ等

■ ネット上のいじめへの対応
ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、ただちに削除する措置をとる。また、必要に応じ、警察や人権擁護委員会等と適切な連携を図る。

□ いじめ解消の要件

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。進級・進学・転学の際は、引継ぎシート等を活用し情報を確実に引き継ぐ。

(要件1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(要件2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

■ 重大事態への対処

町のいじめ防止基本方針にそって、教育委員会等と連携して対応する。

【別表】いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

1 学校全体としての取組

		児童への関わり	保護者との連携
いじめの未然防止		<ul style="list-style-type: none"> ○ 世の中にはいろいろな考えをもっている人がいることを気付かせる。(道徳・特活・総合) ○ 学級活動等の時間を活用して、インターネットの危険やモラルについて指導する。 ○ 道徳科を中心に、教育活動全体を通して、道徳教育の充実を図る。 ○ 正しい判断力(自己指導能力)を身に付けさせる。(道徳・特活・総合) ○ 人権集会等で人権意識の高揚を図る。 ○ 進んで奉仕体験活動に取り組ませる。 ○ ソーシャルスキルトレーニングを行い、人との関わり方について考えさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自分の物や他人の物を大切に扱うように育てる。 ○ 携帯電話やインターネットを使うルールづくりを行う。 ○ 友だちの気持ちを踏みにじったり、傷つけたりする、事の重大さを日頃から子どもに伝える。 ○ 地域での様々な体験を通して、集団の一員としての自覚や自信を育ませる。
いじめの早期発見		<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童が集団から離れて一人で行動している時は、声をかけて話を聞く。 ○ 個人面談やアンケートを実施したり、休み時間等を利用したりして、児童から情報を収集する。 ○ いじめ相談電話等、いじめ相談窓口を周知する。 ○ 上履き・机・椅子・学用品・掲示物等にいたずらがあったらすぐに対応し、原因を明らかにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもとの会話をできるだけ多くする。 ○ 服装等の汚れや乱れに気を配る。 ○ 子どもの持ち物に気を配り、なくなったり、増えたりしていないかなどを観察する。 ○ 悩みは何でも親に相談できるような雰囲気普段からつくっておく。
いじめの早期対応	暴力を伴ういじめ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人や周辺からの聞き取りを重視し、身体的・精神的被害についての確に把握し、迅速に初期対応をする。 ○ 休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。 ○ いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ わが子を守り抜く姿勢を見せ、子どもの話に耳を傾け、事実や心情を聞くようにする。 ○ いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらおう。
	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 ○ いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 ○ 警察等、関係諸機関と連携をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○ 事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くようにする。 ○ 被害児童、保護者に対して、適切な対応(謝罪等)をするように伝える。

暴力を伴わないいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的被害についての確に把握し、迅速に初期対応をする。 ○ 休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。 ○ いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ わが子を守り抜く姿勢を子どもに見せるように伝える。 ○ いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。
	いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 ○ いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 ○ カウンセラー等、関係諸機関と連携をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○ 事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くようにする。 ○ 被害児童、保護者に対して、適切な対応（謝罪等）をするように伝える。
行為が見えにくいいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○ つらく苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守ること」を約束する。 ○ 本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的なダメージについての確に把握し、迅速に初期対応する。 ○ いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ わが子を守り抜く姿勢を子どもに見せるように伝える。 ○ いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。
	いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 ○ いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 ○ カウンセラー等、関係諸機関と連携をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○ 事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くようにする。
直接関係がない児童		<ul style="list-style-type: none"> ○ 傍観することはいじめに荷担することと同じであることを考えさせ、いじめられた児童の苦しみを理解させる。 ○ 友だちの言いなりにならず、自らの意志で行動することの大切さに気付かせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめに気付いた時、傍観者とならず助ける側の態度をとることができるような子どもに育てる。 ○ いじめに対する考え方を理解してもらい、どんな場合でもいじめる側や傍観者になってはならないという気持ちを育てるように伝える。

2 家庭や地域との連携

家庭や地域への啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校だより、学級通信、学校ブログ ○ 育友会広報誌 ○ 参観日、懇談会での情報交換、各種育友会会合 ○ 保護者個人面談(年2回)、家庭訪問、学校開放週間等
家庭（育友会）での取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもに関心をもち、寂しさやストレスに気付く目や心を養う活動の推進（P T A教育講演会の開催、学級懇談会・個人面談等における情報交換など） ○ 子どものがんばりをしっかり認めて褒めること、いけないときには、はっきり叱ることの実践（学級懇談会における情報交換） ○ 携帯電話やインターネットなどを使う際の親子でのルール決め（研修会の実施）
地域での取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもたちへの積極的なあいさつと声掛け運動の推進 ○ 気になる子どもへの積極的な声掛けと学校への連絡 ○ 三世代交流活動

2 いじめ早期発見のためのチェックリスト

■ いじめが起こりやすい・起こっている集団

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 朝、いつも誰かの机が曲がっている。 | <input type="checkbox"/> 些細なことで冷やかしたりするグループがある。 |
| <input type="checkbox"/> 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする。 | <input type="checkbox"/> 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある。 |
| <input type="checkbox"/> 班にすると、机と机の間に隙間がある。 | <input type="checkbox"/> 学級やグループの中で、絶えず周りの顔色を窺う子どもがいる。 |
| <input type="checkbox"/> グループ分けをすると、特定の子どもが残る。 | <input type="checkbox"/> 教師がいないと、掃除がきちんとできない。 |
| <input type="checkbox"/> 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある。 | |
| <input type="checkbox"/> 授業中、教師に見えないように消しゴム投げをしている。 | |

■ いじめられている児童

- | | |
|--|---|
| <p><日常の行動・表情の様子></p> <input type="checkbox"/> わざとらしくはしゃいでいる。 | <p><給食時間></p> <input type="checkbox"/> 好きな物を他の児童にあげる。 |
| <input type="checkbox"/> おどおど、にやにや、にたにたしている。 | <input type="checkbox"/> 食事の量が減ったり、食べなかったりする。 |
| <input type="checkbox"/> 友だちに悪口を言われても、言い返さなかったり愛想笑いをしたりする。 | <input type="checkbox"/> 他の児童の机から、机を少し離している。 |
| <input type="checkbox"/> いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている。 | <input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらされる。 |
| <input type="checkbox"/> 下を向いて、視線を合わせようとしない。 | <p><掃除時間></p> <input type="checkbox"/> いつも雑巾がけやゴミ捨ての当番になっている。 |
| <input type="checkbox"/> とくどき涙ぐんでいる。 | <input type="checkbox"/> 一人で離れて掃除をしている。 |
| <input type="checkbox"/> 顔色が悪く、元気がない。 | <p><その他></p> <input type="checkbox"/> 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる。 |
| <input type="checkbox"/> 遅刻や欠席が多くなる。 | <input type="checkbox"/> トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる。 |
| <input type="checkbox"/> 早退や一人で下校することが増える。 | <input type="checkbox"/> 持ち物が壊されたり、隠されたりする。 |
| <input type="checkbox"/> 腹痛など体調不良を訴えて、保健室へ行きたがる。 | <input type="checkbox"/> 服に靴の跡がついている。 |
| <p><授業中・休み時間></p> <input type="checkbox"/> 一人でいることが多い。 | <input type="checkbox"/> 手や足に擦り傷やあざがある。 |
| <input type="checkbox"/> 教室へいつも遅れて入ってくる。 | <input type="checkbox"/> ボタンが取れたりポケットが破れたりしている。 |
| <input type="checkbox"/> 教師の近くにいたがる。 | <input type="checkbox"/> 怪我の状況と本人が言う理由が一致しない。 |
| <input type="checkbox"/> 班編成の時に孤立しがちである。 | <input type="checkbox"/> 理由もなく成績が突然下がる。 |
| <input type="checkbox"/> 学習意欲が減退し、忘れ物が増える。 | <input type="checkbox"/> 必要以上のお金を持ち、友だちに奢るなどする。 |
| <input type="checkbox"/> 発言すると、友だちから冷やかされる。 | <input type="checkbox"/> 社会体育を休むことが多くなり、やめると言い出す。 |
| <input type="checkbox"/> 教師が褒めると、冷やかされたり陰口を言われたりする。 | |

■ いじめている児童

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 多くのストレスを抱えている。 | <input type="checkbox"/> あからさまに、教職員の機嫌をとる。 |
| <input type="checkbox"/> 家や学校で、悪者扱いされていると思っている。 | <input type="checkbox"/> 教職員によって態度を変える。 |
| <input type="checkbox"/> 他の児童に対して、威嚇する表情をする。 | <input type="checkbox"/> 教職員の指導を素直に受け取れない。 |
| <input type="checkbox"/> グループで行動し、他の児童に指示を出す。 | <input type="checkbox"/> 特定の児童にのみ強い仲間意識をもつ。 |
| <input type="checkbox"/> 活発に活動するが他児にきつい言葉を遣う。 | |

3 いじめに係るチェックリスト

項目	チェック	番号	内 容
学校いじめ防止基本方針の策定	<input type="checkbox"/>	1	・国や県、町の基本方針を基に、学校いじめ防止基本方針を策定している。
	<input type="checkbox"/>	2	・基本方針を策定する上で、保護者や地域が参画している。
	<input type="checkbox"/>	3	・基本方針には、目指す子ども像やいじめの防止、早期発見、対処等の取組を具体的に示している。
	<input type="checkbox"/>	4	・児童会活動や生徒会活動など、児童生徒の主体的かつ積極的な参加ができる内容となっている。
	<input type="checkbox"/>	5	・PTAや関係機関と連携したいじめ防止等の内容となっている。
	<input type="checkbox"/>	6	・基本方針は、必ず入学時や年度始めに児童生徒、保護者、関係機関等に説明したり、学校だよりや学校ブログ等で公開したりして、理解を得るように努めている。
いじめ対策委員会の設置	<input type="checkbox"/>	7	・「いじめ対策委員会」を常設している。
	<input type="checkbox"/>	8	・構成員として、複数の教職員の他、必要に応じて外部専門家や地域関係者等を活用している。
	<input type="checkbox"/>	9	・定例会議を毎月1回開催する等、計画的かつ実効的な運用に努めている。
	<input type="checkbox"/>	10	・いじめ等に関する情報の収集や共有、その対応等、役割分担を具体的に示している。
総括	<input type="checkbox"/>	11	・基本方針に基づく取組の実施状況を、学校評価項目に位置づけその取組を評価し、必要に応じて修正している。